

2014年（平成26年）12月12日

株式会社ベルカディア

代表取締役 辰野 勇 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理 事 長 山 崎 省 吾

〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201

FAX 078-361-7205

URL : <http://hyogo-c-net.com>

[連絡先] もてぎ司法書士事務所

司法書士 茂木 昌子

TEL : 078 - 371 - 1721

FAX : 078 - 371 - 1712

再 申 入 書

当法人は、貴社に対し、2014年（平成26年）7月30日付申入書により、貴社が消費者との間で締結する募集型企画旅行契約において、生命・身体または財産に対して被害が生じた場合は貴社に対する責任追及を放棄するとの条項が記載された「同意書」への署名を求める行為を中止等するよう申し入れましたところ、2014年8月12日付で貴社より回答書（以下、「本件回答書」といいます。）を受領致しました。

本件回答書を検討しましたところ、なお当法人の上記申入書の趣旨には適合しないと思料致します。そこで、当法人は、貴社に対し、本書により再度の申入れをする次第です。つきましては、本申入れに対する貴社の御回答を、本書面到達後 1 カ月以内に、文書にて当法人事務所までご送付いただきますようお願ひいたします。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

第 1 本件回答書第 1 項について

本件回答書第 1 項では、従前の同意書の文言に「貴社の故意または過失による場合を除き」との文言を追記する変更をするとされています。

しかし、それでは、貴社が無過失の場合においては消費者に対して一切の補償を行わないこととなり、無過失責任である特別補償責任（標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部第 28 条）につき、消費者に請求権を放棄させる内容となってしまいます。

特別補償責任の法的性質については、考え方が様々ありますところですが、消費者に特別補償責任に基づく請求権を一切放棄させることは、旅行業法に違反するのはもちろん、消費者契約法 10 条に反するものと考えられます。

第 2 回答書第 2 項について

回答書第 1 項の変更がなされると、貴社は、一旦、標準旅行業約款の条項にしたがって募集型企画旅行契約が成立した後、消費者に対し、特別補償責任に基づく請求権を放棄するよう契約内容の事後の変更を求める取扱いを継続することになるものであり、貴社が「同

意書」への署名を求めることは、依然として、不利益事実の不告知として消費者契約法4条2項に反するものと考えられます。

第3 結論

以上のとおり、本件回答書に記載されている措置を貴社が講じたとしても、なお不十分ですので、当法人は、「同意書」記載の契約条項を本件回答書第1項のとおり変更した場合であっても、2014年（平成26年）7月30日付申入書の申入れの趣旨第1項及び第2項に記載したとおり、消費者との間で「同意書」記載の変更後の契約条項を含む契約を締結しないこと、及び、貴社と募集型企画旅行契約を締結した消費者に対し、契約成立後に、上記変更後の契約条項を提示してこれに同意する旨の署名を求めることがあります。再度の申し入れを行う次第です。

以上